

大気汚染防止法の改正について

大気汚染防止法関係は2段階で改正されます。最初は、現在の建築物に対するもので、面積要件の撤廃と周知義務の創設で、3月1日から施行されます。第2段階目は、工作物を規制対象に加えるもので夏以降に施行されます。

1 平成18年3月1日からの改正

(1) 特定建築材料の追加指定

規制対象となる特定建築材料に石綿を含有する断熱材等が追加されました。

改正前	吹付け石綿
改正後	吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

(2) 届出が必要な特定粉じん排出等作業の範囲の拡大

規制対象となる特定粉じん排出等作業の規模等の要件が撤廃されました。

改正前	耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積が500m ² 以上のものを解体、改造又は補修する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50m ² 以上であるもの
改正後	特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業

(3) 作業内容の周知義務の創設

アスベストの飛散予防のために遵守すべき作業基準を改正し、工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示することが新たに義務づけられました。

【掲示する事項】

- ・届出年月日、届出先、氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- ・作業（工事）の実施の期間
- ・作業の方法
- ・現場責任者の氏名及び連絡場所

2 平成18年夏以降の改正

この改正は、平成18年2月10日に公布されましたが、施行は8ヶ月以内の政令で定める日となっています。しかし、現在のところ、施行日は決まっていません。

【改正の概要】

アスベストを使用している工作物（工場のプラント、独立した煙突など）の解体等の作業を新たに大気汚染防止法の規制対象に追加し、建築物の解体等の作業と同様に、事前届出、作業場の隔離等作業基準の遵守などを義務づけることになりました。

環境確保条例の改正案と解体・改修時の届出先の変更予定

平成 18 年第一回都議会定例会提出議案

現 行		区の地域での届出窓口			市の地域での届出窓口		
建築物	大	法に基づく届出	条例に基づく届出	法に基づく届出	条例に基づく届出	法に基づく届出	条例に基づく届出
	規模	(解体・改修の基本的な作業計画) 都が窓口 延べ面積 500m ² 以上かつ吹付け面積 50m ² 以上 届出対象外	(解体・改修の基本的な作業計画及び測定の方法等) 区・市が窓口 延べ面積 500m ² 以上又は吹付け面積 15m ² 以上	(解体・改修の基本的な作業計画) 区が窓口^(注) 区は、すべての規模について、受け付ける。	(測定の方法等) 新様式による届出 区が窓口 基本的な届出は法のみとしたため、届出がなくなる部分 (4 月から) 届出対象外	(解体・改修の基本的な作業計画) 都が窓口 都(多摩環境事務所)は、延べ面積 500m ² 以上を受け付ける。 市が窓口^(注)	(測定の方法等) 新様式による届出 都が窓口 基本的な届出は法のみとしたため、届出がなくなる部分 (4 月から) 市が窓口 届出対象外
工作物	大	届出対象外	区・市が窓口	届出対象外	区が窓口	届出対象外	市が窓口
	小	届出対象外(極めて小規模の建築物)		届出対象外(極めて小規模の工作物)		届出対象外(極めて小規模の工作物)	

「基本的な作業計画の届出は法に基づく届出でよい」とする環境確保条例の改正(4 月施行)

(注) 法に基づく届出は、3 月については、区・市の地域とも都が窓口。

届 出 先 に つ い て

1 平成18年3月1日から平成18年3月31日まで

(1) 大気汚染防止法

工事場所	届 出 先	住 所	電話番号
八王子市	八王子市環境部環境保全課	八王子市元本郷町 3-24-1	0426 (20) 7255
23区・島しょ	東京都環境局環境改善部 大気保全課	新宿区西新宿 2-8-1 (都庁第二本庁舎 8 階)	03 (5388) 3492
多摩地区	東京都多摩環境事務所環境改善課	立川市錦町 4-6-3 (東京都立川合同庁舎)	042 (523) 3171

※ 区役所・市役所によっては環境確保条例の届出と一緒に受付ける場合があります。

(2) 環境確保条例

工事場所	届 出 先
23区・多摩地区の市	工事場所を管轄する区役所・市役所
多摩地区の町村	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ	東京都環境局環境改善部大気保全課

2 平成18年4月1日以降

東京都では、次のような改正を予定しており、届出先が変更になる予定です。
内容が確定しましたらお知らせします。

- 建築物の解体工事等については、環境確保条例による届出様式を簡素化し、さらに、大気汚染防止法の届出と一緒にできるよう窓口を一本化する。
- 工作物については、従来どおり環境確保条例による届出が必要です。なお、大気汚染防止法の規制が適用されるときに変更する予定です。

3 届出の時期

工事施工の14日前までです

- 2月中に開始した工事については改正前の基準が適用されます。
- 新たに規制の対象となる工事を3月1日から3月14日までに開始する場合は、3月1日以降、工事開始前までに届出をしてください。

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)
電話番号

印

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※ 整理番号	
		※ 受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図とおり		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要	耐火・準耐火・その他 延べ面積 m ² (階建)	※ 備考
	注文者の氏名又は名称		
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第 10 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第 3 号から第 5 号までに規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※ 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

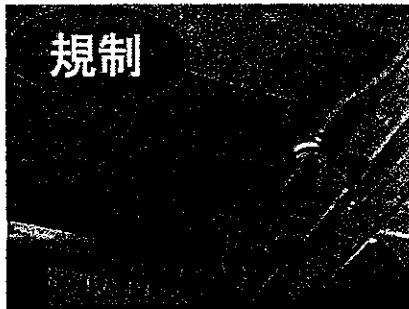
特定建築材料の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ /min)	(1 時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

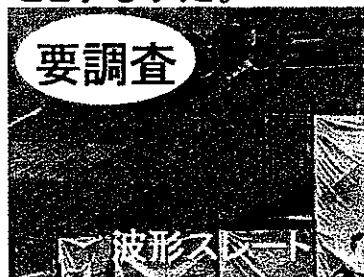
建築基準法によるアスベスト規制

1 規制対象

吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール



ただし、アスベスト含有吹付けひる石、成型品等については、現時点では規制対象とすることは想定していないが、今後、劣化した場合における飛散状況等に係る調査・研究を早急を実施し、飛散防止対策が必要となれば、規制を行うこととする予定。



写真：「図解 あなたのまわりのアスベスト危険度診断」
中皮腫・じん肺・アスベストセンター編 より引用

2 規制の効果

- ①既に吹付けアスベスト等を使用している建築物について、増改築時における囲い込み、封じ込め又は除去を義務付け。ただし大規模な増改築時には、既に囲い込みや封じ込めがなされている場合であっても、増改築にかかわらない部分の吹付けアスベストを含め全て除去。
- ②アスベストの飛散のおそれのある場合に報告聴取、立入検査、勧告、命令等。
- ③多数の者が利用する一定の建築物については、定期報告、関係書類の閲覧。
- ④煙突等一定の工作物についても同様の規制を適用。

(参考) 飛散防止対策

(1) 除去：吹き付けられたアスベスト等を除去

(2) 封じ込め：吹き付けられたアスベスト等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成、又は吹き付けられたアスベスト等の内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化することにより吹き付けられたアスベスト等からの繊維の飛散を防止する方法

(3) 囲い込み：アスベスト等が吹き付けられている天井、壁等をアスベストを含有しない建材で覆うことにより、室内等に繊維の飛散をさせないようにする方法

住宅・建築物等におけるアスベスト関係事項

	非住宅（事務所・工場）	住宅	工場、解体工事現場等の周辺	環境大気中
建材の輸入 製造段階	【労働安全衛生法第55条・同施行令第16条・厚労省】 ・原則、輸入、製造等の禁止 ・石綿含有建材（吹付け、成型品）は1%以下に規制。（意図的には混入していない。） 【労働安全衛生法・告示S63第79号作業環境評価基準・厚労省】 ・作業環境の管理濃度150本/L ※L：リットル		【大気汚染防止法第18条の5・施行規則第16条の2】 ・特定粉じん発生施設（929施設（H15））は敷地境界で10本/L以内に規制。	大気環境中の石綿モニタリング結果（H7）
建材の取引段階	【特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条・経産省】 ・石綿は特定第1種指定化学物質に位置づけられ、含有質量0.1%以上である製品は、取引に際し、製品安全データシート（MSDS）の作成提供等が義務付け。 ・（※建材中のアスベスト含有率の測定方法について、JIS化に向けて検討中）			
建材の使用 建築段階	【労働安全衛生法第55条・同施行令第16条・厚労省】 ・アスベスト含有建材は使用等が禁止。 【建築基準法改正(案)】 ○アスベスト含有建材の規制の導入を検討 ・吹付けアスベスト等を規制する（労働安全衛生法令で、原則、新規使用は規制されており、新規使用段階での規制効果は無いが、規制対象とすることで、既存建築物について飛散のおそれのある場合等の勧告・命令・報告聴取等の法的根拠となる。建材の規制範囲は、飛散危険性等の調査研究を踏まえ検討。）		大気汚染防止法では現在は、建築現場は規制していない。（新たに含有建材が使用されることは無い。）	
住宅・建築物の 取引段階等	—	住宅の品質確保の促進に関する法律（政令、告示改正） ・居室の濃度測定結果、含有建材の有無等の表示を検討	—	石綿製品製造事業所等 散在地域 0.29本/L
維持管理段階	【宅建業法・国土省（総合政策局）】 ・業界団体に対し不動産購入者への適切な情報提供等について指導。 【労働安全衛生法・石綿障害予防規則第10条】 ・事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿が損傷、劣化等により粉じんを発生させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置が必要。成型品は規制されていない。 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）・厚労省】 ・石綿関係の規定は現時点では無い。 【建築基準法改正(案)】 ・吹付けアスベスト等を規制対象とすることで、既存建築物について、劣化して飛散するおそれがある場合等の勧告・命令・報告聴取、定期報告・閲覧制度等の法的根拠とすることを検討。	○労働安全衛生法では住宅は適用外 ○吹付けアスベスト等については、所有者等における除去、封じ込め等の措置をこれまで任意の行政指導。成型品については、これまで通常使用時の危険性の知見が無い。	—	道路沿道 0.42本/L
増改築段階	【労働安全衛生法・石綿障害予防規則第7条】 ・増改築により解体する場合は、解体時の規制が適用 【建築基準法改正(案)】 ・新規規制をすることで、増改築時に吹付けアスベスト等の除去等を義務付け。		（※解体する場合は解体工事として規制）	住宅、商工業、農業地域 0.23本/L
除却・解体段階	【労働安全衛生法・石綿障害予防規則第7条】 ・劣化等に届出。吹付け、保温材、成型品等に応じ、隔離等の措置、湿潤化等の工法が求められる。 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条、施行令第2条、施行規則第2条・国土省（総合政策局）】 ・80㎡以上の解体工事等について、都道府県知事に届出。吹付け石綿等の調査を行い、事前に除去等を義務付け。 【大気汚染防止法第18条の14・同規則第16条の4】 ・特定粉じん排出作業（解体、改造又は補修）（※延床面積500㎡以上の建築物で吹付け石綿が50㎡以上のもの）は、都道府県知事に届出。大気汚染の防止の観点から、隔離、集じん装置設置、湿潤化等が求められる。 ・吹付け以外の建築物の解体への適用、延べ床面積要件の撤廃等を予定 <石綿に関する行動計画>（社）日連運、（社）住国連などにおいて解体作業等に関する法令順守の行動計画作成 ○建築行政における解体工事への対応については、他の3法令で届出等を課している状況を踏まえ、それら法令の遵守の徹底方策について検討。			全体平均 0.34本/L
（地震時の倒壊等）	【労働安全衛生法】【大気汚染防止法】 倒壊時は規制なし。（被災後の解体、がれき処理時は解体の規定が適用。） ○アスベストに係る地震時の応急危険度判定活動における対応の検討		—	【環境省】 阪神・淡路大震災後の濃度測定 解体現場周辺で最大 19.9本/L
廃材処理段階	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条、第12の2】 ・飛散性アスベスト→特別管理産業廃棄物（収集運搬、保管、埋立処分の基準（管理型）） ・非飛散性アスベスト及び中間処理（溶融）された飛散性アスベスト→産業廃棄物→埋立（管理型・安定型）（※非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針が策定済み）		—	

※参照条項は主なもの。

～建築物等の解体工事等を行う皆様へ～

対象建設工事となる建築物等を解体等する場合に、石綿等の有害物質がある場合には関係法令を遵守して適正に処理してください。

◆建設リサイクル法では、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査が義務付けられています。

対象建設工事の届出をする前に建築物等の事前調査を実施し、吹付け石綿等の付着物がある場合は、届出書の別表中の付着物の欄にその種類及び有を記入してください。また、有害物質がある場合には、その他の欄にその種類、発生箇所等を記入してください。

◇付着物の例：吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、ビニール床タイル等
◇有害物質の例：変電施設、PCB使用トランス、PCB含有シーリング材、CCA等の防腐・防蟻材、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿、特定建設資材に付着していない飛散性の石綿、非飛散性であるが適切な作業基準による措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿等
◇有害物質等の処理方法等については、「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（建設副産物リサイクル広報推進会議で販売）に記載されています。また、国土交通省のホームページにも掲載されています。 【連絡先】：（財）先端建設技術センター企画部 電話 03-3942-3991 【国土交通省HP】 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm
◇石綿含有製品については、（社）日本石綿協会のHPに掲載されていますので、参照願います。また、石綿の使用部位や石綿含有建材等が記載された「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」が販売されています 電話 03-5763-2381 HP http://www.jaasc.or.jp

◆建設リサイクル法では、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置が義務付けられています。

事前調査の結果、付着物等がある場合には、工事着手前にこれらを除去してください。

◆飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等に当たっては、石綿関係法令を遵守して適正に処理してください。

建設リサイクル法に関する問い合わせ先

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	◇東京都 都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物係 電話 03-5388-3231
----------------------------------	---

石綿関係法令

○労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則 ※詳細は別添資料参照

建築物等の解体等の作業を行うときは、「石綿障害予防規則」に従い、石綿の使用の有無を調査し、使用している場合は労働基準監督署

建設リサイクル法と石綿の関係 Q & A

① 石綿等の有害物質は事前調査の対象となるか？

施行規則第2条第1項第1号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前調査に関し、「吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。」と規定されている。

また、「改訂版建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」（平成15年3月建設リサイクル法実務手続研究会編著。以下「工事届出等の手引」という。）44頁では、届出書の別表中の付着物の欄に吹付け石綿等の付着物の有無を記入し、その他の欄に、建築物解体時に有害物質の発生がある場合には、種類、発生箇所等を記入することとしている。

有害物質の例としては、工事届出等の手引に記載している変電施設、PCB使用トランスの他に、PCB含有シーリング材、CCA等の防腐・防蟻材、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿、特定建設資材に付着していない飛散性の石綿、非飛散性であるが適切な作業基準による措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿等が考えられる。

以上を踏まえ、石綿等の有害物質は事前調査の対象となる。

なお、石綿障害予防規則では、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、当該調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査をしなければならないこと（ただし、石綿等が使用されているものとみなして必要な措置を講ずるときはこの限りでない。）が規定されており、石綿等の使用の有無を確実に調査することが求められている。

石綿障害予防規則に係る事前調査を行う場合には、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」（平成17年4月）に石綿の使用部位や石綿含有建材等が示されているので、これを参考にすることが可能である。

② 付着物とは？

「付着物」とは、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、ビニール床タイル等の特定建設資材に付着したものをいい、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿は含まない。

③ 石綿等の有害物質は事前措置の対象となるか？

施行規則第2条第1項第3号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前措置に関し、「付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。」と規定されている。

また、工事届出等の手引45頁では、届出書の別表中のその他の欄に、付着物や有害物質が存在する場合の対処方法等を記入することとしている。

別表1

記入例

(木造の場合)

(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造※	☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築30年	
	周辺状況	住宅密集地内で隣地境界線1メートル	
	作業場所の状況	狭いため隣地を使用する必要あり	
	搬出経路の状況	前面道路幅員4m 大型車交通不可	
	残存物品の有無	有(エアコン)	
	付着物の有無	無	
	その他(有害物質)	有(〇〇〇〇)	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	隣地使用の承諾、道路使用許可済	
	搬出経路の確保	交通整理員の常駐、2tトラックで搬出	
	残存物品の搬出の確認	工事施工までに搬出する旨確認済	
	その他(有害物質)	近隣対策及び所管庁届出済、有害物質(〇〇〇〇)撤去済	
工事着手の時期※	平成18年〇月〇日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	⑤その他()	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	工事の工程の順序	☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※	40 トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		☒ コンクリート塊	25 トン
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン
		☒ 建設発生木材	10 トン
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他		発生が見込まれる部分(注)	
		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤	
		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	
		☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	

①築年数(又は建築年)を記載
複数棟の場合は、各々記載②隣家の建物への近接状況、
周辺環境、その他施行に注意
が必要な事項③解体機械の設置場所、作業
空地の状況④搬出経路の状況、前面道路
の幅員、路面状況など⑤家電製品、タンス等の
残存物品の有無、種類等⑥吹付け石綿等の
付着の有無、種類等⑦解体時に発生する有害物質等
の有無、種類等⑧有害物質等が存在する場合、
対処について記載⑨原則手作業だが、機械併用
の場合はその理由
注:単純に工期短縮のため等
は不可⑩原則手作業だが、機械併用
の場合はその理由
注:単純に工期短縮のため等
は不可

⑪その他の場合は理由を記載

⑫特定建設資材に限らず全ての
重量を記載すること
(数量は整数表示)

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

資料2		届出(通知)受理窓口一覧表(区部)		
地域	区分	受 理 窓 口		
都 都 都 多 摩 建 築 指 導 事 務 所	都 が 受 理	※解体・新築等を行う建築物の床面積の合計が1万㎡を超えるものなどは、都が窓口(当該解体工事及び新築工事等に係る部分に限る。)		
		受理窓口	担当課	住所・電話番号
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	都市整備局 市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿2-8-1 03-5388-3372
		※上記以外の場合：工事の場所を所管する特定行政庁である各区が窓口		
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	受理窓口	担当課	住所・電話番号
		千代田区 まちづくり推進部	建築指導課	千代田区九段南1-6-11 03-5211-4312
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	中央区 都市整備部	建築課	中央区築地1-1-1 03-3546-5455
		港区 街づくり推進部	建築課	港区芝公園1-5-25 03-3578-2295
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	新宿区 都市計画部	建築課	新宿区歌舞伎町1-4-1 03-5273-3732
		文京区 都市計画部	建築課	文京区春日1-16-21 03-5803-1262
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	台東区 都市づくり部	建築課	台東区東上野4-5-6 03-5246-1337
		墨田区 都市計画部	開発調整課	墨田区吾妻橋1-23-20 03-5608-6265
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	江東区 都市整備部	建築課	江東区東陽4-11-28 03-3647-9111
		品川区 まちづくり事業部	建築課	品川区広町2-1-36 03-5742-6769
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	目黒区 都市整備部	建築課	目黒区上目黒2-19-15 03-5722-9642
		大田区 まちづくり推進部	建築審査課	太田区蒲田5-13-14 03-5744-1615
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	世田谷区 都市整備部	建築審査課(建築)	世田谷区の都市整備部のホムレ-ジ-をご覧ください
		渋谷区 都市整備部	建築課	渋谷区宇田川町1-1 03-3463-1211 内線2665
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	中野区 都市整備部	建築分野建築設備担当	中野区中野4-8-1 03-3389-1111 内線5663
		杉並区 都市整備部	建築課	杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1 03-3312-2111 内線3324
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	豊島区 都市整備部	建築審査課	豊島区東池袋1-18-1 03-3981-0597
		北区 まちづくり部	建築課	北区王子本町1-15-22 03-3908-9164
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	荒川区 都市整備部	建築課	荒川区荒川2-2-3 03-3802-3111 内線2842
		板橋区 都市整備部	建築指導課	板橋区板橋2-66-1 03-3579-2574
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	練馬区 都市整備部	建築第二担当課	練馬区豊玉北6-12-1 03-5984-1938
		足立区 都市整備部	建築担当部	足立区中央本町1-17-1 03-3880-5317
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	葛飾区 都市整備部	開発指導課	葛飾区立石5-13-1 03-3695-1111 内線3558
		江戸川区 都市開発部	建築指導課	江戸川区中央1-4-1 03-5662-1104

届出(通知)受理窓口一覧表(多摩)		住所・電話番号・所管範囲		
地域	区分	受 理 窓 口		
都 都 都 多 摩 建 築 指 導 事 務 所	都 が 受 理	立川市錦町4-6-3 (立川合同庁舎内) 042-548-2042 (所管範囲) 昭島市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市		
		小平市花小金井1-6-20 (小平合同庁舎内) 0424-64-0009 (所管範囲) 小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市		
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	青梅市河辺町6-4-1 (青梅合同庁舎内) 0428-23-3735 (所管範囲) 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町		
		八王子市 まちなみ整備部	建築指導課	八王子市元本郷町3-24-1 0426-20-7264
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	立川市 都市整備部	建築指導課	立川市錦町3-2-26 042-523-2111 内線449
		武蔵野市 都市整備部	まちづくり調整担当課	武蔵野市緑町2-2-28 0422-60-1873
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	三鷹市 都市整備部	建築指導課	三鷹市野崎1-1-1 0422-45-1151 内線2829
		府中市 都市整備部	建築指導課	府中市宮西町2-24 042-335-4479
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	調布市 都市整備部	開発調整課	調布市小島町2-35-1 0424-81-7444
		町田市 都市計画部	建築指導課	町田市中町1-4-2 042-709-0594
特 定 行 政 庁 受 理	都 が 受 理	日野市 まちづくり部	建築指導課	日野市神明2-12-3 042-587-6211

届出(通知)受理窓口一覧表(島しょ)		住所・電話番号・所管範囲		
地域	区分	受 理 窓 口		
島 しょ 地 域	都 が 受 理	新宿区西新宿2-8-1 03-5388-3372		
		都 市 整 備 局 市 街 地 建 築 部	建築指導課	(所管範囲) 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

再資源化等が適正に行われなかった場合の申告窓口一覧表		住所・電話番号		
地域	区分	受 理 窓 口		
特 島 別 島 しょ の 地 域 受 理	都 が 受 理	受理窓口	担当課	住所・電話番号
		環境局 廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	新宿区西新宿2-8-1 03-5388-3589
特 島 別 島 しょ の 地 域 受 理	都 が 受 理	東京都多摩環境事務所	廃棄物対策課	立川市錦町4-6-3 (立川合同庁舎内) 042-528-2694

平成18年1月12日

環 境 局

**「飛散性アスベスト廃棄物」について
都の埋立処分場での受け入れを開始します**

都内から排出される飛散性アスベスト廃棄物について、解体業者や建設業者等の事業者による適正処理を進めるため、当面、セメント固化したものを都の埋立処分場で受け入れます。今回、受入開始日や受入条件などを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

1 受入対象物

- (1) 都内から排出される飛散性アスベスト廃棄物（吹き付けアスベスト等）
- (2) 飛散防止を徹底するため、セメント固化し、二重のプラスチック袋に入れたもののみとする。

2 受入開始時期

- (1) 申請受付開始 平成18年2月1日（水）
- (2) 受入開始日 平成18年2月8日（水）

3 受入予定量

セメント固化した飛散性アスベストを、年間1万トン程度
（都内で発生する飛散性アスベスト廃棄物を全量受入可能）

4 埋立予定場所

中央防波堤外側埋立処分場 （江東区青海二丁目地先）

【問い合わせ先】

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課審査係受入担当

電話 03-5388-3588

（裏面に続く）

5 安全確保等

(1) 運 搬

- ・他の廃棄物と分別し、二重袋が破損しないように取り扱うとともに、荷台に覆いをかけるなどの飛散防止策を講じるよう事業者への指導を徹底する。

(2) 埋 立

- ・原則、手降ろしの作業とし、即日覆土を行う。
- ・最終覆土は地表面から3m以上とする。

6 受入に係る申請

(1) 申請できる方

都内における解体工事等により飛散性アスベスト廃棄物を排出する事業者

(2) 窓 口

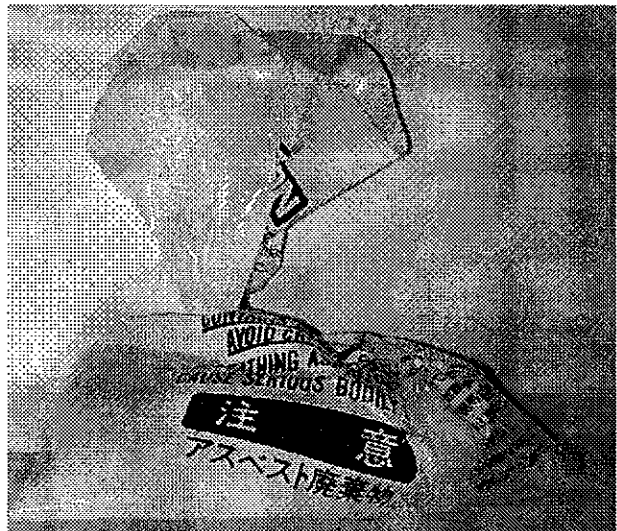
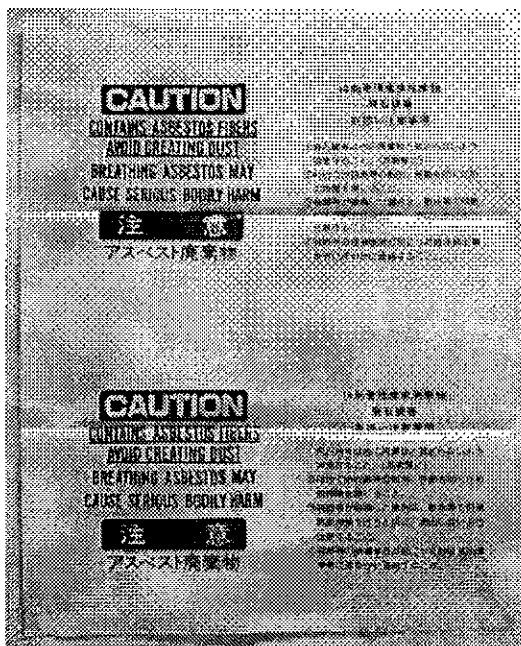
環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課審査係
新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 9 階

7 受入手数料

東京都廃棄物条例第 21 条に基づき 1 キログラムにつき 9 円 50 銭とする。

8 事業者への周知

関係事業者に対し、受入手続や安全確保策等について、事前に説明を行うなど周知徹底を図る。



* 市販の専用プラスチック袋一参考

産業廃棄物（廃石綿等）搬入承認申請書

～都の埋立処分場への搬入手続について～

東 京 都

平成18年1月

はじめに

この申請は、解体工事等で排出される廃石綿等（飛散性アスベスト廃棄物等）を、平成18年1月13日付東京都告示第14号による受入基準に基づき、中央防波堤外側埋立処分場等（江東区青海二丁目地先）に搬入する承認を得るためのものです。

1 申請資格

都内における解体工事等により「廃石綿等」を排出する事業者です。

2 申請受付場所

東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 審査係受入担当
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
(都庁第二本庁舎 9階北側)
JR東日本 新宿駅 徒歩15分
都営大江戸線 都庁前駅 徒歩5分
電話番号 03-5388-3588 (直通)
FAX番号 03-5388-1381

3 申請方法等

(1) 申請方法

- ① 申請は、予約制とします。あらかじめ電話で予約して来庁してください。
(搬入予定日の6か月前から)
- ② 同時に2件以上の申請を行う場合は、予約時にその旨を申し出てください。
- ③ 排出事業者（申請者）が、直接窓口においでください。

(2) 申請受付時間

平日の午前9時から午前12時、及び午後1時から4時まで、とします。

(3) 提出部数

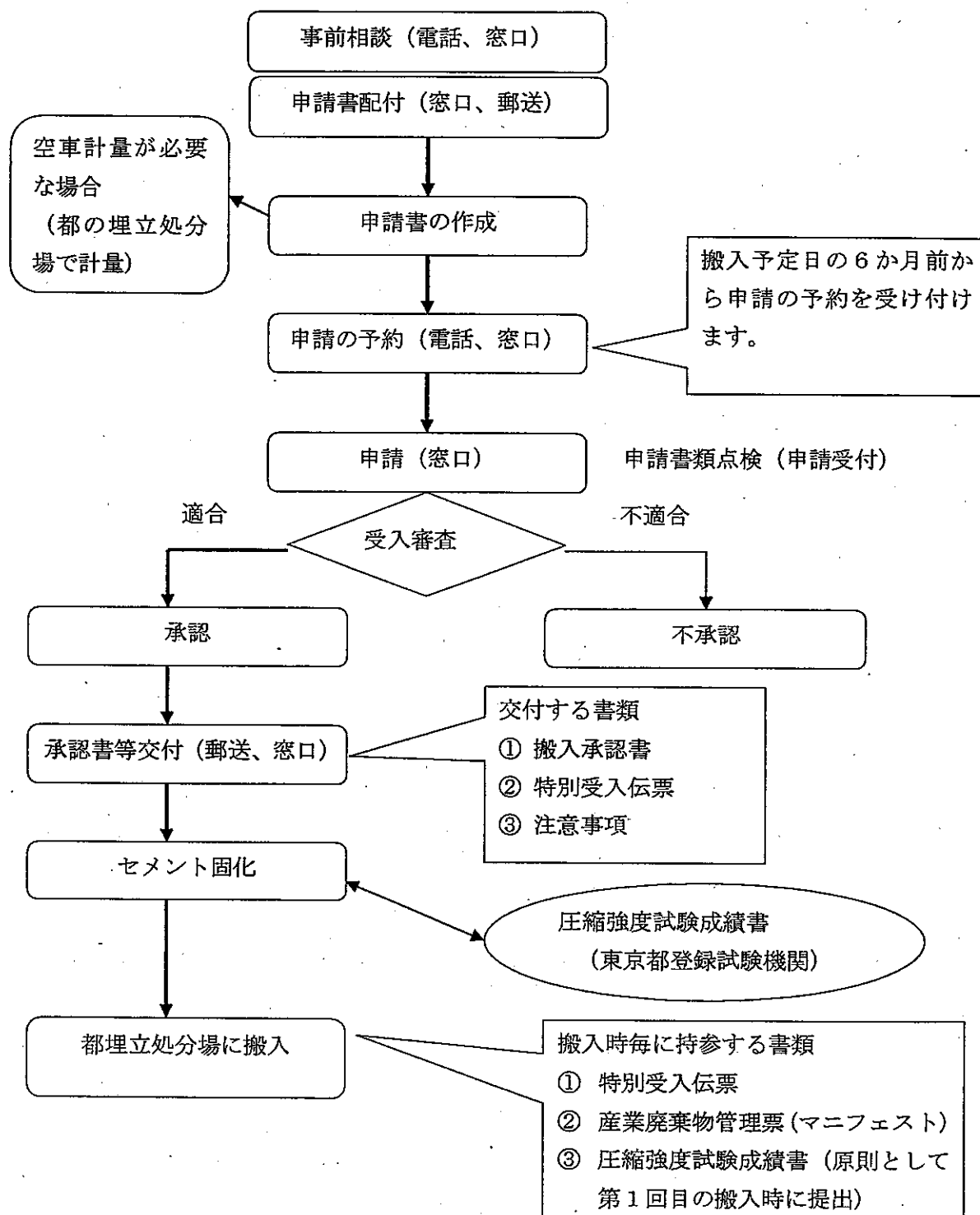
正副2部 とします。

4 処理手数料（東京都廃棄物条例第21条）

処理手数料は、都の埋立処分場の受付において計量し、そのつど現金にて徴収します。

産業廃棄物の種類	処理手数料
「廃石綿等」	1kgにつき9円50銭

5 搬入までの流れ



(注) 申請から承認書交付までは、1週間程度を要します。

6 受入基準

産業廃棄物の種類	受入基準
「廃石綿等」	①セメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱包して搬入すること。 ②セメント固化物の重量及び大きさは、おおむね10kg以下及び最大径30cm以下とすること。 ③セメント固化強度は、一軸圧縮強度が0.98メガパスカル(10kgf/cm²)以上になるようにすること。 ④他の産業廃棄物との混載はしないこと。

(注) (1) セメント固化の方法は、東京都作成の「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き～飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法～(平成17年12月東京都環境局改正)」によるものとします。

(2) 原則として、第1回目の搬入の際に、東京都登録試験機関(東京都試験機関A類)で発行された「圧縮強度試験成績書」を埋立処分場の受付に提出してください。なお、これによりがたい場合は、後日、必ず提出してください。

(3) 受入基準を遵守できない場合は、搬入を承認できません。

7 運搬方法

自 己	自己名義の車両に限る。(法人の場合は、法人名義)
委 託	都の産業廃棄物収集運搬業(特別管理産業廃棄物「廃石綿等」)の許可を有するもので、登録された車両に限る。

(注)

(1) 収集・運搬方法は、東京都作成の「飛散性アスベスト廃棄物に関する収集・運搬の手引き～都の埋立処分場への搬入にあたって～」によるものとします。

(2) 申請時にあらかじめ届け出た車両に限ります。

(3) 運搬車両は、車両総重量25t以下、ホイールベース9m以下、車幅2.5m以下とします。

(4) 脱着装置付車両、車両総重量が10t以上の車両及び車両の改造等により実重量が自動車検査証記載の車両重量と著しく異なる車両については、申請手続きの

前に都の埋立処分場の受付にて空車計量が必要です。

- (5) 運搬に当たっては、破袋及び飛散の防止に適した車両とします。なお、荷降ろしは都の指示により行い、埋立場所での積み上げは、覆土作業の施工性を考慮し、手積み作業によることとします。

8 申請手続き

- (1) 申請は、一工事ごとの申請とします。
(2) 申請に必要な書類は、次のとおりです。

	提出書類	留意事項
1	産業廃棄物搬入承認申請書	○ 法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印してください。
2	適正搬入についての申出書	○ 法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印してください。
3	商業登記簿謄本 又は 現在事項全部証明書 (法人の場合)	○ 発行から3か月以内の原本を提出してください。
4	住民票の抄本 (個人の場合)	○ 発行から3か月以内の原本を提出してください。
5	自動車検査証の写し ※収集運搬を委託する場合は、排出事業者 (申請者) が事前に委託事業者から車検証の写しを入手しておいてください。	○ ディーゼル規制適合車であることを確認します。 ○ 粒子状物質減少装置を装着している場合は、装着証明書の写しを添付してください。 ○ 申請者名が、運搬に使用する車両の自動車検査証の使用者欄と一致しているか、または使用者欄が空欄の場合、所有者欄と一致しているかを確認します。
6	「車両重量計量申請書」 空車計量が必要な場合 「車両重量計量票」 (都埋立処分場で計量済みのもの)	○ 空車計量が必要な対象車両は、脱着装置付車両、車両総重量が10tを超える車両、及び補強等をした車両 (パッカー車を除く。) です。 ○ 事前に都の埋立処分場の受付に所要事項を記入の上、写真を添付した車両重量計量申請書及び車両重量計量票を持参して空車重量を計量し、申請時に提出してください。 ○ 空車計量をする際は、燃料を満タンにしておいて下さい。 ○ 車両計量重量申請書、車両重量計量票が必要な方は、申請窓口で配付します。 ただし、脱着装置付車両については、車両に積むコンテナ等を特定するために識別の表示をお願いしますので、詳細については担当者と事前に相談してください。 ○ 収集運搬を委託する場合は、排出事業者 (申請者) は事前に収集運搬業者に運搬車両の計量を依頼し、「車両重量計量申請書」及び「車両重量計量票」を提出してください。

7	産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（収集運搬を委託する場合）	
8	工事請負契約書の写し	○ 工事件名、工事場所、工期、発注者、請負者の分かるものを提出してください。
9	搬入予定表	○ 搬入回数、予定数量、搬入希望日を確認します。 ※ 搬入日は、搬入承認決定後、都の埋立処分場と調整してください。
10	郵送により承認書受領を希望する場合（返信用切手および封筒）	○ 送付先住所を記入した封筒に80円分の切手を貼付してください。

(3) 承認決定後、都の埋立処分場（廃棄物埋立管理事務所）に提出する書類

11	圧縮強度試験成績書	○ 分析の方法については、東京都作成の「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き～飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法～（平成17年12月東京都環境局改正）」7頁を参照してください。
----	-----------	--

9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

搬入のつど、都の埋立処分場の受付に搬入者がマニフェストを提出してください。

10 都の埋立処分場での受付時間等

(1) 受付時間

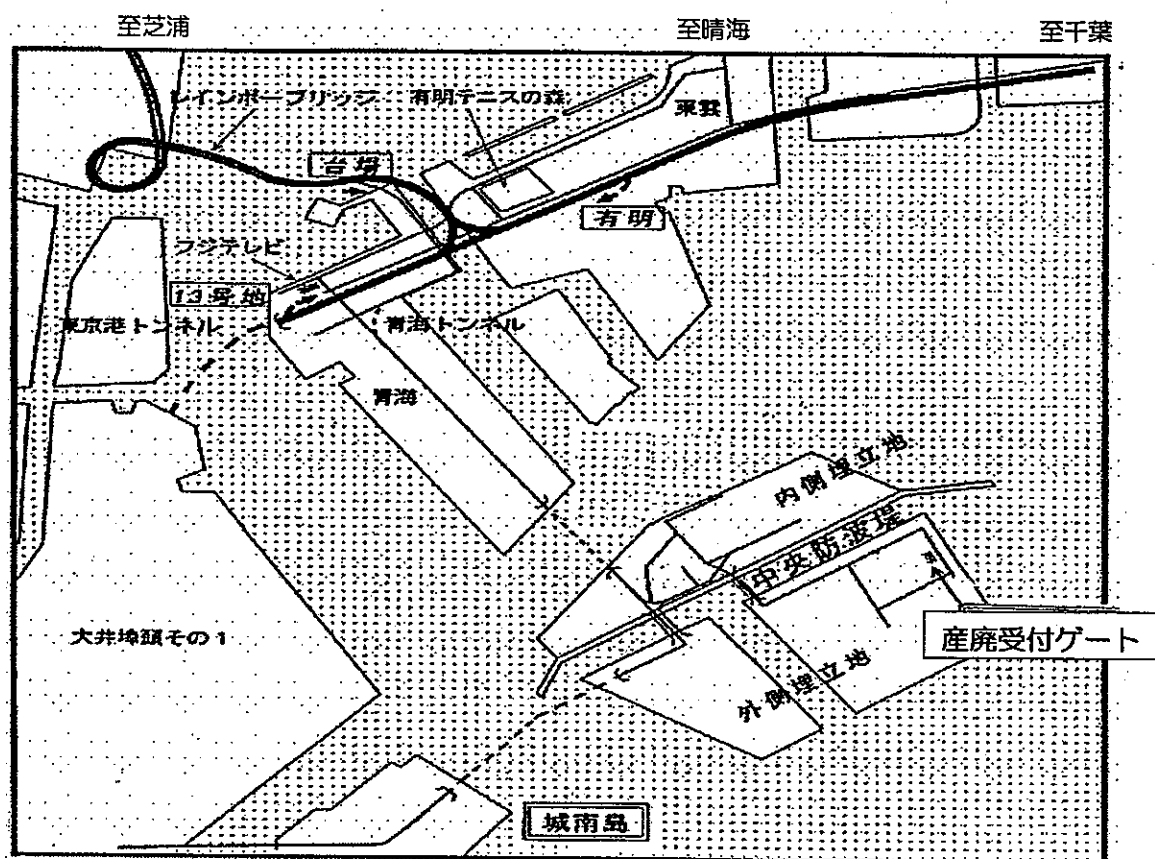
月曜日から土曜日まで 午前8時から午後2時までとします。

日曜日、年末年始を除く。

(2) 受付場所

中央防波堤外側埋立処分場産廃受付ゲート（下図のとおり）

住所 東京都江東区青海二丁目地先



(3) 連絡先

東京都廃棄物埋立管理事務所管理課処理係

電話番号 03-5531-3716 (直通)

FAX 番号 03-5531-3717

第2号様式 (第7条関係)

東京都知事

殿

年 月 日

申請者住所	〒		
フリガナ 申請者名 法人にあって は名称及び 代表者の氏名			実印
担当者氏名	電話番号 ()		
業種名	従業員	人	資本金 万円

産業廃棄物搬入承認申請書

東京都廃棄物規則第7条第1項の規定により産業廃棄物を都の処理施設に搬入したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

搬入者コード						有効期間	年	月	～	年	月
産業廃棄物を排出する事業場	所在地	〒									
	名称										
	業種名						従業員	人			
廃棄物の種類	排出量 (kg/月)	運 搬 方 法									
		自 己 運 搬					委 託				
		車両番号			車両重量		産業廃棄物収集運搬業者名			許可番号	
合 計											
運 搬 回 数	1	回 / 1 箇月			2	1 回 / 2 ～ 5 箇月			3	1 回 / 6 箇月 ～ 1 年	
汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい及び政令第2条第13号該当物の発生工程											
使用原材料 (月間使用量)											
添付書類	1. 住民票の写し (法人の場合は登記簿謄本) 2. 汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい及び政令第2条第13号該当物の性状分析証明書 3. 自動車検査証の写し (自己運搬の場合) 4. 処理業者の許可証の写し (委託による運搬の場合) 5. その他知事が必要と認める書類										受付印

適正搬入についての申出書

(「廃石綿等」排出事業者)

年 月 日

東京都知事 殿

都の埋立処分場に搬入する産業廃棄物については、東京都廃棄物規則第13条に定める受入基準及び搬入承認書に記載された事項を遵守し、適正に搬入することを申し出ます。

なお、産業廃棄物の搬入に関する違反行為に対しては、当該廃棄物を持ち帰るとともに、行政処分等があった場合には、都の指導に従います。

申出人 住所

氏名

印

受入基準等抜粋

- 1 危険物及び有害物等が判定基準を超えるもの、並びに一般廃棄物は搬入しません。
- 2 承認を得ていない種類の産業廃棄物は搬入しません
- 3 セメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱包して搬入します。
固化強度については一軸圧縮強度0.98メガパスカル以上であることを確認した上、搬入します。
原則として、第1回目の搬入の際に東京都登録試験機関で発行された圧縮強度試験成績書を提出します。なお、これによりがたい場合は、後日、必ず提出します。
- 4 固化物の形状は、おおむね重さ10キログラムかつ最大径30センチメートルを超えるものは搬入しません。
- 5 他の種類の産業廃棄物を、同じ運搬車両に混載して搬入することはありません。
- 6 搬入にあたっては、承認量を遵守します。
- 7 必要に応じて行われる都の追跡調査に協力します。
- 8 その他、都及び係員の指導に従い搬入します。

「廃石綿等」搬入予定表

申請者住所 〒

申請者氏名

担当者氏名

電話番号

FAX番号

工事場所	住 所		電話番号	
	工事件名 (工事責任者氏名) (特別管理産業廃棄物管理責任者氏名)			
工事発注者	住 所		電話番号	
	氏 名			
収集・運搬業者 (※)	住 所		電話番号	
	氏 名 許可番号			
搬入希望日及び 搬入量	第1回	第2回	第3回	第4回
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	t	t	t	t
	車の台数 () 台	車の台数 () 台	車の台数 () 台	車の台数 () 台
	第5回	第6回	第7回	第8回
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	t	t	t	t
	車の台数 () 台	車の台数 () 台	車の台数 () 台	車の台数 () 台

※ 収集・運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託する場合に記入してください。

記 載 要 領

東京都知事		殿		年 月 日	
申請者住所		〒			
フリガナ					
申請者名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)				実印	
担当者氏名		電話番号 ()			
業種名		従業員		人 資本金 万円	
産業廃棄物搬入承認申請書					
東京都産業廃棄物規則第7条第1項の規定により産業廃棄物を都の処理施設に搬入したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。					
搬入者コード		有効期間		年 月 ~ 年 月	
産業廃棄物を排出する事業場		所在地 〒			
		名称			
		業 種 名		従業員 人	
廃棄物の種類		排出量 (kg/月)		運 搬 方 法	
				自 己 運 搬 委 託	
				車両番号 車両重量 産業廃棄物収容運搬業者名 許可番号	
合 計					
運 搬 回 数		1 回 / 1 箇月		2 1 回 / 2 ~ 5 箇月 3 1 回 / 6 箇月 ~ 1 年	
汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい及び政令第2条第13号該当物の発生工程					
使用原材料 (月間使用量)					
添付書類		受付印			

申請者について記入する欄です。

- ・登記簿(個人事業主の場合は住民票)と同じ内容になります。
- ・申請者住所…登記簿謄本(個人事業主は住民票)上の住所を記入してください。
- ・申請者名…法人の場合は、法人の名称と代表者名を記入してください。
- ・担当者名と電話番号…こちらが問い合わせする時の連絡先になります。
- ・業種名…法人で行っている事業の種類を記入してください。
- ・従業員数・資本金…記入しないで結構です。

搬入者コード、有効期間について

- ・記入しないで結構です。
- 産業廃棄物を排出する事業場について
- ・石綿建材除去作業の工事場所について記入してください。
- ・従業員数は、記入しないで結構です。

運搬方法について

- ・自己運搬の場合
申請者名義の車両に限ります。(法人は法人名義、個人は本人名義)
車両番号は4ケタの数字を記入してください。
車両重量は、空欄のままです。
- ・委託運搬の場合
業者の名称と許可番号を記入してください。
- ・運搬回数 該当するものに○印をつけてください。(目安でも記入してください。)

廃棄物の種類と排出量について

- ・種類は、「廃石綿等」としてください。
- ・排出量はセメント固化後の量とし、1か月あたりの量を記入してください。

その他

- ・申請は、石綿除去工事場所毎になります。
- ・添付書類は、「最近3か月以内」、「有効期限内」が原則です。

飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き

—飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法—

平成 元年 7月東京都清掃局作成

平成17年12月東京都環境局改正

1 趣旨

本手引きは、石綿建材除去事業の現場内において発生する飛散性アスベスト廃棄物を、埋立処分するためにセメント固化（コンクリート固型化と呼ぶ場合もある。）する場合の基準を示したものである。

2 セメント固化の基本方針

飛散性アスベスト廃棄物をセメント固化する目的は、長期間にわたって、安定的なアスベスト飛散防止効果を確保することである。

このためには、次の2点に特に留意してセメント固化処理を行う必要がある。

2. 1 固化物の一軸圧縮強度

セメント固化物は、固化作業場からの搬出時に、一軸圧縮強度が 0.98 メガパスカル（10kgf/cm²）以上になるようにすること。

飛散性アスベスト廃棄物を最終処分場で埋め立てる際には、アスベストが一般大気中へ飛散するのをできるだけ防止するため、慎重に取り扱う必要がある。しかし現場状況を鑑みると、落下、重機による転圧、再掘削などを完全に避けることはできないため、セメント固化物（以下、「固化物」という。）が破損しないように一定の強度を持たせることが必要である。

このため、通常の運搬、埋立施工において破損しないように、「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭和52年環境庁告示第5号）」（以下、「告示」という。）に準じてこの強度を定めたものである。

2. 2 均質な固化性状の確保

アスベストがよく分散するようにセメントと混練して、セメント固化物が、均質な性状になるようにする。

飛散性アスベスト除去物（以下、「除去物」という。）は、大小の平板状や塊状、繊維束状になっている。

除去物の分散が不十分で、良くほぐれていない場合には、セメントが除去物の中まで十分に浸透しないため、セメントの捕捉効果が弱くなって、アスベストが脱落しやすくなる。

また、固化物の中に塊が残って、不均質な状態になっている場合には、衝撃などによって容易に、その不均質な部分から破断し、アスベストが露出し飛散しやすくなる。

3 標準的なセメント固化処理の方法

3. 1 セメント固化の一般的な手順

セメント固化処理の方法が不適切で、強度不足や分散不良がある場合には、効果的に飛散防止を図ることができない。

標準的なセメント固化処理の方法の手順と、その主な注意点は、【別紙1】のとおりである。なお、本手引きに記載なき事項については、「告示」（【別紙2】参考）による。

3. 2 重要な留意事項

3. 2. 1 セメント混練の配合比

セメントの配合比（乾ベース、重量比）は、次のとおりとする。
飛散性アスベスト除去物：セメント：水＝1：2：3

乾ベース1：2：3とは、除去物中の水分を除いた量1に対してセメント量2、水量3のことである。

たとえば、含水率50%の除去物が10kgある場合、除去物中の水分を除いた量が5kgであるから、セメントは10kg、水は15kg必要になる。除去物中の水分が5kgであるので、追加すべき水は10kgとなる。すなわち現在の作業では、含水率50%の除去物が10kgならセメントも10kg、言い換えれば、1：1：1ということになる。このような実際の作業時の配合比を湿ベースの配合比という。

除去物の含水率は、除去方法や含有アスベストの種類によって異なるので、湿ベースの配合比を決めるには、固化作業の前に概ねの含水率を把握しておくことが望まれる。なお、クロシドライトを含む除去物は、含水率が比較的小さい傾向がある。

〔例〕

含水率 (%)	湿ベースの配合比 (除去物：セメント：水)
5	1：1.9：2.8
30	1：1.4：1.8
50	1：1.0：1.0
70	1：0.6：0.2

3. 2. 2 使用ミキサ等

セメント混練には、飛散性アスベスト除去物を十分に分散できるミキサを使用する。

可傾式ミキサや強制練ミキサは、モルタル作りに一般的に使用されており、施工は比較的容易である。両方のミキサを比較すると、可傾式ミキサは作業性に、強制練ミキサは分散性にやや優れている。

スクリーミキサは、優れた攪拌能力を有するとともに、密閉性があり作業時の飛散が防止されるという利点があるが、作業方法に対する認識と習熟がないと利点が十分に活かされない。

3. 2. 3 寒冷期対策

寒冷期（概ね気温 10℃以下）に所定の強度を得るためには、次のいずれかの対策が必要である。

- ①セメント比 2%程度の塩化カルシウムを添加する。
- ②養生温度をできるだけ 10℃以上に保つ。
- ③現場からの搬出を 7 日目以降とする。

セメント混練後の養生温度が低い寒冷期には、コンクリートの初期強度発現が遅れ、材令 3 日で一軸圧縮強度は 5kgf/cm² にならないこともある。

3. 2. 4 アスベストの種類による作業性の差異

クリソタイル（白石綿）よりもクロシドライト（青石綿）やアモサイト（茶石綿）を含む除去物のほうが、分散しにくく作業性が劣るので特に注意して練り混ぜる。

吹付け用に使用されていたアスベストは、蛇紋岩系のクリソタイルと、角閃石系のクロシドライトとアモサイトの 3 種類である。

クリソタイルは、しなやかな細い中空管状で、水やセメントとのなじみがよいので、これを含む除去物のセメント混練は比較的容易で、均質な固化物になりやすい。

これに対し、クロシドライトやアモサイトは針状で折れやすいので、これらを含む除去物は、混練時の分散が比較的困難で、固化物は表面が荒れ均質になりにくい。これらは、クリソタイルよりも有害性が高いといわれていることも考え合わせると、クロシドライトやアモサイトを含む除去物のセメント固化は、特に十分な混練が必要である。

3. 2. 5 飛散防止薬剤の適量使用

飛散防止剤の過剰使用を避け、適量の使用に抑制する。

飛散性アスベストの除去前には、飛散防止薬剤を散布している場合が多いが、過剰に使用するとセメント固化に際しては、次のような弊害を生じることがあるので、薬剤の仕様書に記されている量以上に使用しないことが大切である。

ア 樹脂系の薬剤を過剰に使用すると、表面が固結してしまうので、攪拌力のより大きいミキサを使用しないと、分散が不十分になって、不均質で壊れやすい固化物になる。

イ 発泡性のある薬剤を過剰に使用すると、固化物中に小さな空洞を生じ、十分な強度が得られなくなる。この場合には、消泡剤を使用するか、セメント量を多くするなどの対策が必要である。

3. 2. 6 作業時の飛散防止

飛散性アスベストの除去・固化作業にあたっては、一般環境の保全及び作業員の健康確保のため、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

アスベストが飛散すると、作業員の健康を害したり、環境中のアスベスト濃度を高め一般環境に悪影響を及ぼすため、アスベストが飛散しないよう十分な注意が必要である。

このため、飛散性アスベストの除去・固化作業にあたっては、作業現場のプラスチックシートによる隔離措置、負圧吸引装置の設置、飛散防止薬剤の使用などのアスベストの飛散防止措置をとることが必要である。これについては、労働安全衛生法令及び大気汚染防止法令に則るとともに、以下の指針等を参考として行うこととする。

- ・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」
(昭和 63 年 3 月 日本建築センター発行)
- ・「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」
(平成 16 年 3 月 東京都環境局)
- ・「建築物の解体等工事における石綿粉じんの暴露防止マニュアル」
(平成 17 年 8 月 建設業労働災害防止協会)

4 固化物の保管・運搬・処分

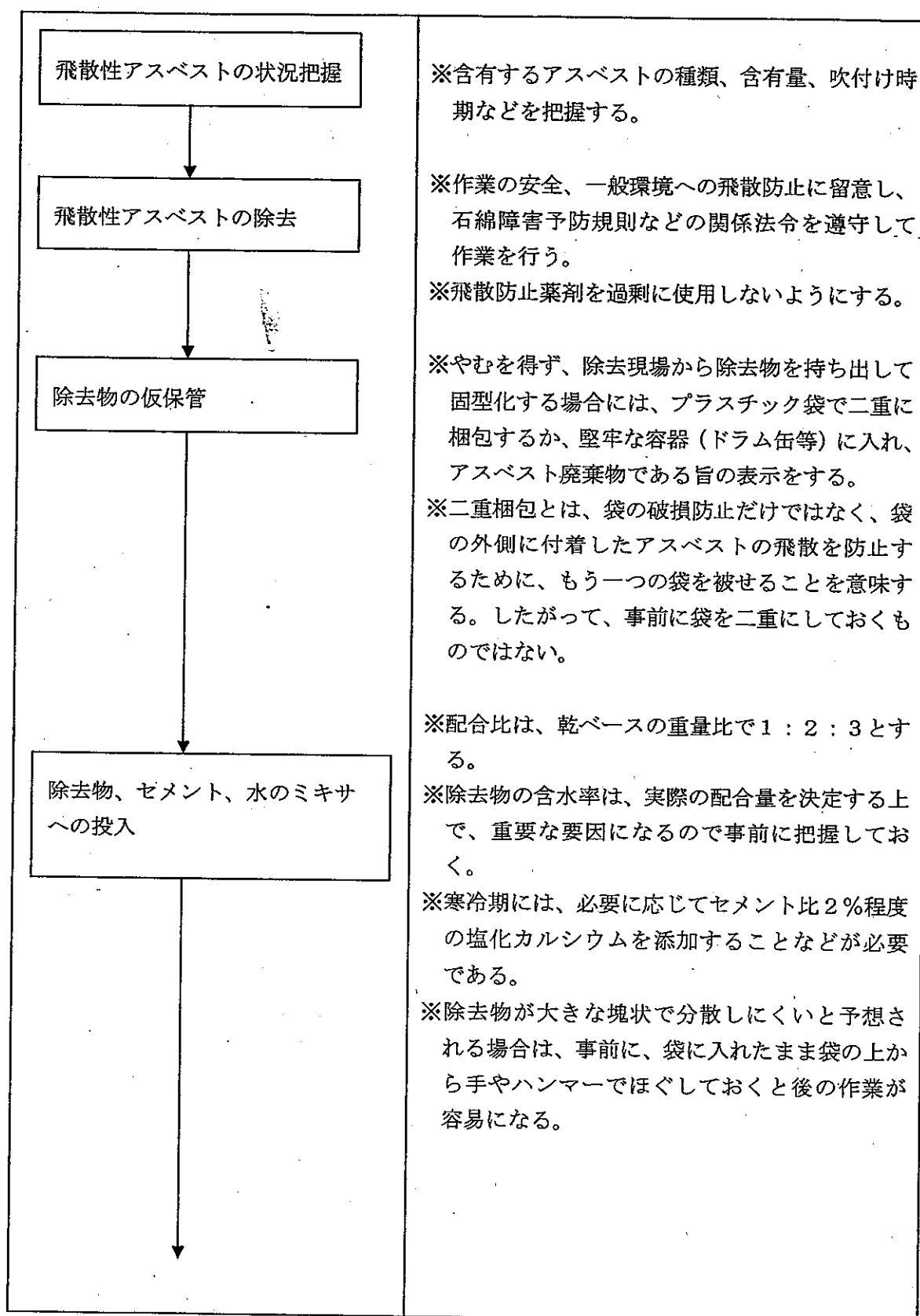
固化物は、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）として適正に処理しなければならない。

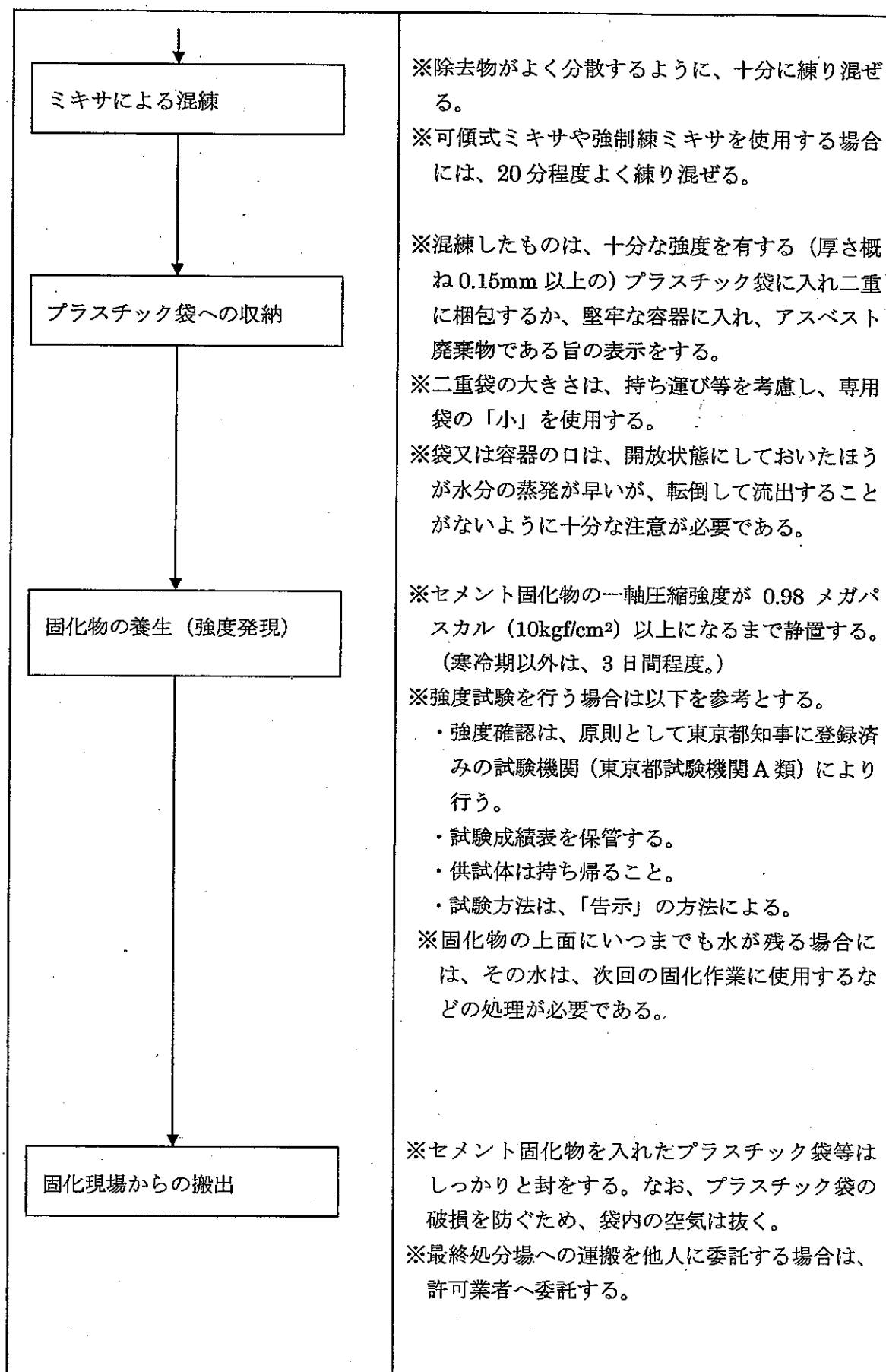
固化物は、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）として「廃棄物の処理及び清掃に関する

法律」及び関係法令その他以下の指針等に基づき適正に処理しなければならない。

- ・「廃石綿等処理マニュアル（暫定）」（平成 17 年 8 月 環境省）
- ・「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」（平成 17 年 7 月 東京都環境局）

〔別紙 1〕 飛散性アスベスト除去物のセメント固化処理の一般的手順





〔別紙２〕 環境庁告示「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準」の主な内容

結合材について	※結合材は、水硬性セメントとする。 ※結合材の配合量は、コンクリート固型化（セメント固化）物 1 立方メートル当たり 150kg 以上とする。
コンクリート固型化物の強度 （セメント固化物）	※一軸圧縮強度が 0.98 メガパスカル以上であること。 ※試験方法は、日本工業規格 A1132 (1993) に定める方法により作成した直径 5cm、高さ 10cm の供試体について、日本工業規格 A1108 (1993) により測定するものとする。
形状及び大きさ	※体積 (cm³) と表面積 (cm²) との比が 1 以上であること。 ※最大寸法と最小寸法の比が 2 以下であること。 ※最小寸法が 5cm 以上であること。
備考	※この基準における用語その他の事項でこの基準に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。

飛散性アスベスト廃棄物に関する収集・運搬の手引き

～ 都の埋立処分場への搬入にあたって ～

1 趣 旨

この手引きは、廃石綿等（セメント固化した飛散性アスベスト廃棄物）を、都の埋立処分場まで収集・運搬する際の基準を示したものである。

2 収集・運搬の基本方針

廃石綿等（セメント固化した飛散性アスベスト廃棄物）の都の埋立処分場への搬入にあたっては、収集及び運搬時の安全確保のために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する特別管理産業廃棄物の収集運搬基準によるほか、以下のことを遵守することとする。

（1）収集前の確認事項

- ① プラスチック袋が二重になっており、かつ各々のプラスチック袋の口が密封されていること
- ② プラスチック袋に「廃石綿等」の表示及び取扱い上の注意事項の表示があること、または当該表示事項を記載した文書を携帯していること
- ③ プラスチック袋の外側から手で触るなどにより、飛散性アスベスト廃棄物が固化されていること
- ④ プラスチック袋中の空気が抜かれていること
- ⑤ プラスチック袋に損傷がないこと

（2）収集の方法

- ① プラスチック袋を破損しないように慎重に取扱うこと
- ② 現場の保管場所から運搬車両まで運ぶ間に、一時的に地面等の下ろす場合は、平坦な場所で、衝撃を与えないように下ろすこと
- ③ 他の廃棄物や資材などと混ざらないように、分別して収集すること

(3) 運搬の方法

- ① 他の廃棄物と混載しないこと
- ② 運搬車両への積込みは、プラスチック袋を破損または衝撃を与えることのないよう慎重に取扱うこと
- ③ 運搬車両の荷台にあらかじめシートを敷くなど、運搬車両の荷台との摩擦によりプラスチック袋が破損しないようにすること
- ④ 積載物の間に緩衝材を挿入するなど、走行時の振動等によりプラスチック袋が破損しないようにすること
- ⑤ 運搬車両の荷台に覆いを掛けるなど、飛散防止策を講ずること
- ⑥ 運搬車両からの荷降ろしは、上記②と同様に慎重に取扱うこと
- ⑦ 運搬車両には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び事業者の名称を、また、収集運搬業者にあつては、これらに加えて許可番号を見やすいように表示すること

(4) その他

- ① 保護帽、保護靴、防塵マスク及び予備のプラスチック袋を携帯すること
- ② 万一、収集または運搬の際にプラスチック袋が破損した場合には、湿潤化するなど飛散防止策を講じ、新しいプラスチック袋で梱包し直すこと